

予防通所リハビリテーション（予防デイケア） 利用料金表（税込）

2割負担

令和3年4月1日 現在

基本料金【大規模事業所】

介護老人保健施設 あいあい

	要介護度	介護保険負担金	加算される額	食費
予 防	要支援1	4,106 円/月	サービス提供体制強化加算Ⅰ 176 円/月	650 円×利用回数分
	要支援2	7,998 円/月	サービス提供体制強化加算Ⅰ 352 円/月	

その他の料金

項 目	内 容	料 金	
栄養アセスメント加算	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行います	100円/月	
栄養改善加算	管理栄養士が中心となり、その方の栄養状態の課題を把握し、栄養ケア計画の作成をします。また、栄養ケア計画に従い、必要に応じて居宅を訪問し個別に指導します	400円/月（2回/月 実施します）	※選択的サービス複合実施加算 2種類の場合：960単位 3種類の場合：1400単位
口腔機能向上加算（Ⅰ）	歯科衛生士、看護師が肺炎の予防を目的とし、嚥下・咀嚼の低下を防ぎ、おいしく食事が食べられるよう指導します	300円/月（2回/月 実施します）	
口腔機能向上加算（Ⅱ）	歯科衛生士、看護師が肺炎の予防を目的とし、嚥下・咀嚼の低下を防ぎ、おいしく食事が食べられるよう指導します（情報を厚生労働省に提供します）	320円/月（2回/月 実施します） ※原則3月以内	
運動器機能向上加算	医師の指導のもと、理学療法士等により、運動器の機能低下の予防を目的として個別に指導します	450円/月	

口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ご利用者の口腔の健康状態について確認を行い、担当ケアマネジャーへ情報を提供します	40単位/回 ※利用開始時及び6か月/1回
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	ご利用者の栄養状態について確認を行い、担当ケアマネジャーへ情報を提供します	10単位/回 ※利用開始時及び6か月/1回
科学的介護推進体制加算	ご利用者ごとの身体状況等の情報を厚生労働省へ提出し、フィードバックを活用することで加算される料金です	80円/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善加算	所定単位数×4.7%
介護職員等特定処遇改善加Ⅰ	介護職員の処遇改善加算	所定単位数×2.0%
おむつ代	①リハビリパンツ ②パッド	①150円 50円（税込）※1枚の費用となります。

※食費については利用回数分必要となります。

※利用開始から12月を超える場合 要支援1の方で20円/月、要支援2の方で40単位/月が減算になります。

※送迎費は負担金に含めております。エリア外の場合は40円/1km(税込)頂くようになります。エリアは府中市【上下を除く】、福山市【新市・芦田】、尾道市【御調町】
その他については相談に応じます

※今後物価変動(燃料費や食材費他)により料金の改定を行う事があります。

※令和3年4月1日～9月30日までの期間において、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として介護保険負担金に0.1%上乗せした金額での請求となります。

※状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の評価

【3%加算】・・・利用延人員数の減が生じた月の利用延人員数が前年度の1月当たりの平均利用延人員数から5%以上減少している場合に算定します。